

## 「令和8年度東北農政局秋田県内健康診断業務（単価契約）」仕様書

【以下は、東北農政局秋田県拠点で実施する業務の仕様書を示したものであり、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、東北農政局平鹿平野農業水利事業所、東北農政局旭川農業水利事業所及び東北農政局八郎潟農業水利事業所で実施する業務の仕様書は、それぞれ下線部を※表示に読み替えるものとする。】

令和8年度東北農政局秋田県内健康診断業務（単価契約）の実施に当たっては、単価契約書に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

### 1 目的

職員の健康保持に必要な健康診断について、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の規定に基づき実施するものである。

### 2 健康診断の種別

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 臨時の健康診断（長時間の超過勤務を行った職員）
- (3) 婦人科検診

### 3 対象官署の所在地

本業務の対象となる東北農政局職員が勤務する機関の所在地は以下のとおりである。

東北農政局秋田県拠点：

秋田県秋田市山王7-1-5

※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所：

秋田県秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎5階

※東北農政局平鹿平野農業水利事業所：

秋田県横手市大屋新町字大平99-39

※東北農政局旭川農業水利事業所：

秋田県横手市本町2-9 横手法務合同庁舎1階

※東北農政局八郎潟農業水利事業所

秋田県南秋田郡大潟村東1-1（旧秋田県農業研修センター2F）

### 4 実施場所

原則として、3に示す対象官署の会議室等及び同敷地内の駐車場において実施すること。

ただし、受診者が少人数の場合又は敷地が狭隘等により実施できない状況の場合は、請負者の健診施設又は検診会場等において実施することができるものとする。

### 5 各健康診断の検査項目及び受診予定人数等

別紙のとおり。

なお、受診予定人数は、あくまでも当方が見込む予定人数であり、決してこの数量を確

約するものではないことに注意すること。

## 6 健康診断の実施

- (1) 受診票と検体容器は、個人ごとに封入し、部課単位ごとに仕分けを行い、東北農政局秋田県拠点へ納品すること。  
※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所  
※東北農政局平鹿平野農業水利事業所  
※東北農政局旭川農業水利事業所  
※東北農政局八郎潟農業水利事業所
- (2) 健康診断の実施期間中は、請負者側において受付責任者及び案内係を配置し、受診者がスムーズに受診できるよう案内、誘導等を行うこと。
- (3) 検査機器その他健康診断の実施に必要な物品については、健康診断をスムーズに受診するに足る数量を請負者が準備すること。ただし、各機関の会議室等で実施する健康診断に必要な机及び椅子は東北農政局秋田県拠点が貸与する。  
※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所  
※東北農政局平鹿平野農業水利事業所  
※東北農政局旭川農業水利事業所  
※東北農政局八郎潟農業水利事業所
- (4) 健康診断を実施する会場（以下「健康診断会場」という。）は、請負者が健康診断実施前までに設営し、健康診断終了後は速やかに原状回復を行うこと。
- (5) 健康診断会場の設営に当たっては、受診者のプライバシーへの配慮をできる限り行うこと。
- (6) 健康診断の問診のため、医師を配置すること。
- (7) 血液検査については、採血能力の優れた2年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (8) 検査に当たっては、常に正確な検査結果が出るよう整備を行った検査機器を使用すること。
- (9) 法令に定める資格を要する検査については、有資格者を配置するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。
- (10) 撮影したエックス線フィルムの読影は、請負者責任において医師による二重読影（ダブルチェック）を行うこと。

## 7 健康診断検査結果の報告

健康診断の検査結果は、各健康診断の検査終了後、検査を実施した当月分を取りまとめ翌月末日までに以下のものを東北農政局秋田県拠点へ報告すること。ただし、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見があった場合は、検査終了後から1週間以内に健康診断検査結果を報告すること。

- ※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所  
※東北農政局平鹿平野農業水利事業所  
※東北農政局旭川農業水利事業所

## ※東北農政局八郎潟農業水利事業所

### (1) 一覧表 1部

検査項目ごとの受診者数、検査結果等を表示すること。

### (2) 個人結果表（受診者本人用） 1部

受診者ごとに封入し、氏名及び所属部署を表示の上、部課単位ごとに仕分けを行うこと。また、検査項目の説明を記載又は別紙により同封すること。

### (3) 個人結果表（職場保管用） 1部

部課単位ごとに仕分けを行うこと。

### (4) 特定健康診査データ

40才以上の職員の検査結果を、XML形式で記録したCD-Rにより納品すること。ただし、これにより難い場合は、CSV形式又はExcel形式でも可とする。なお、提出時期は別途協議の上、決定することとする。

## 8 請負者の健診施設以外で実施する実施場所での事故防止と補償

本業務実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すものとする。なお、検診車両等の搬出入等により、次に掲げる事故が発生したときは、請負者において、賠償、修繕又は弁償をするものとする。

- ア 実施場所に勤務する職員及びその関係者、来訪者、第三者との人身事故
- イ 実施場所敷地内等の外構、通路、植栽、建物及び付随する設備に対する事故
- ウ その他、請負者の管理責任に基づく事故

## 9 環境負荷低減に向けた取組

### (1) 環境関係法令の遵守

請負者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

請負者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、東北農政局総務部総務課と協議の上、決定するものとする。

- ※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
- ※東北農政局平鹿平野農業水利事業所
- ※東北農政局旭川農業水利事業所
- ※東北農政局八郎潟農業水利事業所

【以下は、仕様書の別紙検査項目を示したものであり、各機関の検査項目については、摘要欄に以下の機関の番号で示す。  
 ①東北農政局秋田県拠点、②東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、③東北農政局平鹿平野農業水利事業所④東北農政局旭川農業水利事業所及び⑤東北農政局八郎潟農業水利事業所。】

#### 別紙

#### 各健康診断の検査項目及び受診予定人数

検査項目	対象職員	受診予定人数	摘要要
<b>1. 一般定期健康診断</b>			①、②、③、④、⑤
診察、問診、身体測定、血压測定、視力検査、聴力検査	全職員	147	業務歴、既往歴（服薬歴、喫煙習慣状況を含む）、自覚・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、BMI（肥満度）、血压測定、視力検査、聴力検査（オージオメーター（1,000／4,000Hz）
胸部X線検査（間接、直接又はデジタル撮影）	全職員	145	肺がん、結核
尿検査	全職員	145	尿中の蛋白及び糖の有無の検査
心電図検査	35歳、40歳以上及び30歳以上の希望者	126	12誘導心電図検査
血液検査	35歳、40歳以上及び30歳以上の希望者	129	GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、白血球数、赤血球数、血色素量、血小板数、ヘマトクリット値
尿酸検査（UA）	35歳、40歳以上及び30歳以上の希望者	125	痛風検査
胃部X線検査（間接、直接又はデジタル撮影）	50歳以上及び30歳以上の希望者	76	胃がん及び胃潰瘍等
便潜血反応検査	40歳以上及び30歳以上の希望者	115	免疫学的潜血反応（2日法）
<b>2. 臨時の健康診断 (長時間の超過勤務を行った職員)</b>			①、②、③、④、⑤
診察、問診、身体測定、血压測定	長時間勤務者	3	業務歴、既往歴（服薬歴、喫煙習慣状況を含む）、自覚・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、BMI（肥満度）、血压測定
血液検査	長時間勤務者	3	GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、白血球数、赤血球数、血色素量、血小板数、ヘマトクリット値
<b>3. 婦人科検診</b>			①、②、③、④、⑤
乳がん検診 (問診、マンモグラフィ2方向)	希望者	5	
乳がん検診 (問診、超音波)	希望者	13	
子宮がん検診 (問診、子宮頸部細胞診)	希望者	17	

※受診予定人数は、あくまでも当方が見込む予定人数であり、決してこの数量を確約するものではないことに注意すること。

# 単価契約書（案）

【以下は、東北農政局秋田県拠点の契約書（案）を示したものであり、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所、東北農政局平鹿平野農業水利事業所、東北農政局旭川農業水利事業所又は東北農政局八郎潟農業水利事業所と締結するそれぞれの契約書（案）は、下線部を※表示に読み替えるものとする。】

1 件 名	令和8年度東北農政局秋田県内健康診断業務（単価契約）
2 仕 様 書	別紙のとおり。
3 契 約 単 価	別紙のとおり。
4 契 約 期 間	契約締結の日から令和9年3月31日まで
5 実 施 場 所	別紙のとおり。
6 檢 查 場 所	東北農政局秋田県拠点 ※東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 ※東北農政局平鹿平野農業水利事業所 ※東北農政局旭川農業水利事業所 ※東北農政局八郎潟農業水利事業所
7 契 約 保 証 金	免 除

上記役務の作業について、支出負担行為担当官 東北農政局長 永井 春信、※分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹、※分任支出負担行為担当官 東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎、※分任支出負担行為担当官 東北農政局旭川農業水利事業所長 小泉 宜司、※分任支出負担行為担当官 東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸（以下「甲」という。）と、  
(以下「乙」という。)との間に、上記各項及び次の条項により、単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 契約条項

### （総則）

- 第1条 甲は、仕様書に示す健康診断を必要とする場合は、乙に対し健康診断実施希望日を連絡し、甲乙協議の上、健康診断実施日（以下「実施日」という。）を予約するものとする。
- 2 実施日が決定した場合には、甲は受診日及び受診者その他受診に必要な事項を記載した健康診断個人一覧（以下「個人一覧」という。）を作成し、これを乙に交付するものとする。
- 3 乙は前項に定める個人一覧の交付を受けた場合は、当該個人一覧に従い、健康診断を確実に実施しなければならない。
- 4 甲は、受診者の都合により実施日に受診できなくなった場合には、速やかに乙に通知し、変更若しくは解約するものとする。
- 5 前項の規定による解約の場合には、乙は甲に違約金を請求しないものとする。

### （契約単価の有効期間）

- 第2条 この契約による契約単価の有効期間は、頭書の契約期間とする。

### （再委託等）

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいうものとする。
- 2 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる事業は、原則として請負額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 乙は、前項の再請負の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再請負を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額について記載した書面

を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 再請負する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再請負比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再請負として第 2 項から前項の規定は、適用しない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、第1条第3項の健康診断を実施した場合は、甲に対し健康診断の結果を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める検査は、乙の報告を受けたときから 10 日以内に行うものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 4 乙は、第1項の検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 5 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(請負代金の請求)

第5条 乙は、健康診断を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、受診人数に頭書に定める契約単価を乗じて得た金額を所定の手続により甲に請求することができる。

ただし、上記の金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(請負代金の支払い)

第6条 甲は、乙から提出された請求書が適法であるときは、これを受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に支払いを行うものとする。

- 2 甲は、受理した請求書の内容に不備があり、又は内容が不当であった場合、その事由を明示し、これを乙に返付するものとする。このとき、甲が請求書を返付した日から乙が是正した請求書を提出するまでの期間は、約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、甲が約定期間に支払いに応じないときは、約定期間の翌日から起算して甲が支払いを行う日までの日数に応じ、当該請求金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を請求することができるものとする。

ただし、支払いの遅延が天災地変その他やむを得ない事由によるときは、当該事由による遅延日数は遅延利息の計算に含めないものとする。

- 2 前項の遅延利息の額が 100 円未満であるときは支払いを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、納入された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請

求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が成果品を納入した時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、適用しない。

(甲の解除権)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができます。この場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責を負わないものとする。

一 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しない場合。

二 乙がこの契約の全部又は一部を第三者に譲渡した場合。

三 前各号のほか、この契約の目的を達成することができなくなつた場合。

(賠償金等の徴収)

第10条 前条に規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第11条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等不正行為があつた場合の違約金等)

第12条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額。以下同じ。）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定総額の100分の10に相当する額のほか、予定総額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第15条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたくても該当しないことを確約する。

2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないとときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 甲は、第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合には、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条、第14条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙及びこの業務に従事する者（従事した者を含む。以下「業務従事者」という。）は、この業務に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

2 乙及び業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前二項については、この業務が終了した後においても同様とする。

(個人情報の漏えい防止)

第21条 乙は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えいの対応)

第 22 条 乙は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(個人情報の処分)

第 23 条 乙は、業務が終了したときは、この業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託先における個人情報の保護)

第 24 条 乙は、甲の承認を受け、この業務を第三者に再請負する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、前各条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、この契約の履行に関し知り得た一切の事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(契約に関する訴訟)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、甲所在の地方裁判所の管轄に属するものとする。

(契約外の事項)

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 仙台市青葉区本町3－3－1  
支出負担行為担当官  
東北農政局長 永井 春信

※秋田市山王 7 丁目 1－3  
分任支出負担行為担当官  
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹

※秋田県横手市大屋新町字大平 9 9－3 9  
分任支出負担行為担当官  
東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎

※秋田県横手市本町 2－9  
分任支出負担行為担当官  
東北農政局旭川農業水利事業所長 小泉 亘司

※秋田県南秋田郡大潟村東 1－1  
分任支出負担行為担当官  
東北農政局八郎潟農業水利事業所長 佐々木 世界幸

乙

## 単価表

検査項目	単価（うち消費税及び地方消費税の額）	摘要
<b>1. 一般定期健康診断</b>		
診察、問診、身体測定、血圧測定、視力検査、聴力検査		業務歴、既往歴（服薬歴、喫煙習慣状況を含む）、自覚・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、BMI（肥満度）、血圧測定、視力検査、聴力検査（オージオメーター（1,000／4,000Hz）
胸部X線検査（間接、直接又はデジタル撮影）		肺がん、結核
尿検査		尿中の蛋白及び糖の有無の検査
心電図検査		12誘導心電図検査
血液検査		GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、白血球数、赤血球数、血色素量、血小板数、ヘマトクリット値
尿酸検査（UA）		痛風検査
胃部X線検査（間接、直接又はデジタル撮影）		胃がん及び胃潰瘍等
便潜血反応検査		免疫学的潜血反応（2日法）
<b>2. 臨時の健康診断 (長時間の超過勤務を行った職員)</b>		
診察、問診、身体測定、血圧測定		業務歴、既往歴（服薬歴、喫煙習慣状況を含む）、自覚・他覚症状の有無、身長、体重、腹囲、BMI（肥満度）、血圧測定
血液検査		GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、白血球数、赤血球数、血色素量、血小板数、ヘマトクリット値
<b>3. 婦人科検診</b>		
乳がん検診 (問診、マンモグラフィ2方向)		
乳がん検診 (問診、超音波)		
子宮がん検診 (問診、子宮頸部細胞診)		